

議案第20号

旭市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例の制定について

旭市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月20日 提出

旭市長 米本 弥一郎

旭市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例

旭市青少年問題協議会設置条例（平成17年旭市条例第146号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年旭市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1中青少年問題協議会委員の項を削る。